

2024 年度

# 防災訓練のご案内

(法定コース・一般コース・専用コース)

※受講申込は「防災訓練 Web 予約システム」をご利用ください。

URL <https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx>



QRコード

2024 年 4 月～2025 年 3 月

一般財団法人 海上災害防止センター  
横須賀事務所研修所

## 目 次

<b>I. 訓練コースについて</b> .....	<b>P1</b>
<b>II. 法定コース</b> .....	<b>P1～5</b>
1. 法定コースについて	
2. 法定コースの種別と概要について	
3. 法定コースのカリキュラムについて	
<b>III. 一般コース</b> .....	<b>P6～9</b>
1. 一般コースについて	
2. 一般コースの概要とカリキュラムについて	
(1) 油防除専門訓練コース	(4) 危険物火災1日訓練コース
(2) フェリー・旅客船消防訓練コース	(5) 事故災害危険体感訓練コース
(3) コンビナート等消防訓練コース	(6) 区画火災態様訓練コース
<b>IV. 専用コース</b> .....	<b>P10</b>
<b>V. 2024年度講習・訓練実施計画と受講料等について</b> .....	<b>P11～12</b>
1. 訓練実施計画について	
2. 受講申込方法等について	
3. 受講料等の請求及び受講票等の送付について	
4. 受講者の変更について	
5. 受講等の予約の変更及びキャンセルについて	
<b>VI. 受講に際しての注意事項等について</b> .....	<b>P12～14</b>
1. 受講者の健康状態等について	
2. 集合場所・時刻及び訓練日程について	
3. 必要書類・物品等について	
4. 宿泊施設のご利用について	
<b>VII. 修了証書等について</b> .....	<b>P14～15</b>
1. 修了証書	
2. 英文修了証	
3. 修了証書等の再発行	
別表等.....	<b>P16～23</b>
・2024年度講習・訓練一覧表	
・2024年度講習・訓練実施計画	別表 1-1 別表 1-2
・2024年度受講料等一覧表	別表 2
・訓練受講申込規約	

## I. 訓練コースについて

一般財団法人海上災害防止センター(以下、「センター」といいます。)では、神奈川県横須賀市の横須賀事務所研修所(以下、「研修所」といいます。)において、船舶、コンビナート、ガス貯蔵施設等における様々な事故を想定した実習を取り入れ、座学教育と大規模かつ実践的な講習・訓練コースを開講しています。

コースの受講に関して年齢・資格等による制限はなく、どなたでも受講することが出来ます。(P2～P10の各コースのカリキュラムにおいて「対象者」を記載していますが、あくまでも一例です。)

## II. 法定コース

### 1. 法定コースについて

「船員法」等に基づき、国土交通大臣の登録を受けて、「甲種危険物等取扱責任者講習」、「タンカー安全担当者講習」、「有害液体汚染防止管理者講習」、「STCW 条約基本訓練(個々の生存技術)講習」及び「STCW 条約基本訓練(防火・消火)講習」を開講しています。

### 2. 法定コースの種別と概要について

#### (1) 甲種危険物等取扱責任者講習

石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー(以下、「石油タンカー等」といいます。)に上級職員として乗り組むために必要な「甲種危険物等取扱責任者」の登録講習として、「標準コース(消防講習+タンカー学科講習)」「(11回/年)」、「消防実習コース(消防講習のみ)」「(7回/年)及び「学科講習コース(タンカー学科講習のみ)」「(11回/年)の3コースを実施しています。

乗り組む船舶の種類や職種に応じて、必要な講習が選択できます。(下表参照)

	船長・一航士		機関長・一機士
	タンカー学科講習 (座学)	消防講習 (消防実習)	消防講習 (消防実習)
沿海	いずれか1名は必要	2名とも必要	2名とも必要
近海・遠洋	2名とも必要	2名とも必要	2名とも必要

#### (2) タンカー安全担当者講習

船員労働安全衛生規則に基づく「タンカー安全担当者」の登録講習として、「標準コース」と「学科講習コース」を実施しています。

#### (3) 有害液体汚染防止管理者講習

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則に基づく「有害液体汚染防止管理者」の登録講習として、「有害物質コース」(1回/年)を実施しています。

(4) STCW 条約基本訓練（個々の生存技術）、（防火・消火）講習

STCW 条約第 6 章第 1 規則に基づく「基本訓練」の講習として、国土交通省海事局の通達を受けて、船舶に乗り組む全ての船員を対象とした「STCW 条約基本訓練（生存）コース」及び「STCW 条約基本訓練（消火）コース」を実施しています。

3. 法定コースのカリキュラムについて

▼標準コース（5日）

区分	標準コース（甲種危険物等取扱責任者講習、タンカー安全担当者講習）					
対象	石油タンカー等の船長、一航士を含む船舶乗組員及び消防関係者など					
訓練概要	5日（座学2日+油火災消防実習等2日+流出油対応実習等1日）					
	船舶火災・海上火災・油流出などの緊急事態に際して、正しい判断によって災害を最小限に抑止するための知識を習得し、実習を通して体得する訓練					
	第1日	0830～0930	日程説明等	第3日	0830～1700	船舶火災消防実習 (丸タンク・角タンク・模擬機関室)
		0930～1200	火災爆発のメカニズム			
		1300～1400	発火源について			
	1400～1530	消火剤について	第4日	0830～1000	ガス火災及び船室火災の 消火作業	
	1530～1700	海上防災関係法規 (船員法・海防法等)		1000～1700	消防実習（液化ガス・ケミカル 火災の消火及び保護具・ 検知器の取扱い）	
第2日	0830～1200	タンカーの構造・設備・実務	第5日	0830～1000	石油類の性状と経時変化	
	1300～1530	消火設備・防火構造・消 火作業		1000～1130	流出油の処理	
	1530～1700	保護具・検知器の取扱い		1230～1630	流出油防除実習	
				1630～1700	判定試験、修了式等	

▼消防実習コース（2日）

区分	消防実習コース（甲種危険物等取扱責任者講習＜消防講習のみ＞）					
対象	石油タンカー等の機関長、一機士（又は船長、一航士）及び消防関係者など					
訓練概要	2日（火災消防実習1日+流出油防除実習等1日）					
	基本的な油・液化ガス等の消防活動、器具の取扱い等の実習を通して体得する訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第2日	0830～0900	日程説明等
		0900～1150	油火災消防実習		0900～1000	保護具・検知器取扱実習
		1250～1600	液化ガス・液体化学薬品 消防実習		1000～1200	船内搜索訓練等
	1600～1700	保護具・検知器の取扱い		1330～1630	流出油防除実習	
				1630～1700	判定試験、修了式等	

## ▼学科講習コース（2日）

区分	学科講習コース (甲種危険物等取扱責任者講習<タンカー学科講習のみ>、タンカー安全担当者講習)					
対象	石油タンカー等の機関長、一機士（又は船長、一航士）及び消防関係者など					
訓練概要	2日（座学2日）					
	船舶火災・海上火災・油流出などの緊急事態に際して、正しい判断によって災害を最小限に抑止するための知識を習得する。					
	第1日	0830～0930	日程説明等	第2日	0830～1200	タンカーの構造・設備・実務
		0930～1200	火災爆発のメカニズム		1300～1530	消火設備・防火構造・消火作業
	1300～1400	発火源について		1530～1700	保護具・検知器の取扱い	
	1400～1530	消火剤について		1700～1800	海上汚染防止対策	
	1530～1700	海上防災関係法規 (船員法・海防法等)			判定試験、修了式等	
	1700～1800	海上汚染防止対策				

※ 標準コースの第1日、第2日に実施します。

※ 学科講習コースを修了した方は、運輸局に申請することで「乙種危険物等取扱責任者」の認定を受けることができます。

## ▼有害物質コース（3日）

区分	有害物質コース（有害液体汚染防止管理者講習）					
対象	有害液体物質を取り扱うタンカーの乗組員、関連企業の従業員など					
訓練概要	3日（座学2日+有害液体物質検知・消防実習1日）					
	有害物質を取り扱うための知識を習得し、実習を通して有害液体物質の防除及び消火活動、防護資機材・検知器の取扱い等を体得する訓練					
	第1日	0830～0910	日程説明等	第2日	0830～1100	有害液体物質の取扱い
		0910～1200	保護具・検知器の概要及び取扱い		1100～1200	関係法規
	1300～1700	有害液体物質の性状		1300～1430	有害液体物質の防除処理	
				1430～1700	有害液体物質防除資機材の取扱い実習	
			第3日	0830～1630	総合実習	
				1630～1700	判定試験、修了式等	

※ 上記、法定コースの修了に際して行われる判定試験に合格すると、それぞれ次の「登録講習修了証明書」が即日発行されます。この証明書は「甲種危険物等取扱責任者」、「タンカー安全担当者」、「有害液体汚染防止管理者」の資格認定に必要となるので、大切に保管して下さい。

※ 発行される修了証明書は、次のとおりです。

○ 「標準コース」の場合

「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書(消防講習・タンカー学科講習)」

「タンカー安全担当者講習修了証明書」

- 「消防実習コース」の場合  
「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書(消防講習)」
- 「学科講習コース」の場合  
「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書(タンカー学科講習)」  
「タンカー安全担当者講習修了証明書」
- 「有害物質コース」の場合  
「有害液体汚染防止管理者講習修了証明書(消防講習・学科講習)」

※ 船員法の規定により、**「甲種危険物等取扱責任者」の資格の有効期限は 5 年間とされています。**

**この期間中に資格を更新しないと、資格失効となりますのでご注意ください。**

また、更新の際、所定の乗船履歴（業務従事経歴）がない場合は、法令に基づく「更新講習」の受講が必要となりますので、ご注意ください。

なお、船員災害防止協会（TEL:03-3263-0918）では、通信教育による「更新講習」を行っています。

## ▼STCW 条約基本訓練（生存）コース(0.5 日)

区分	STCW 条約基本訓練（生存）コース（STCW 条約基本訓練（個々の生存技術）講習）	
対象	船舶に乗り組む全ての船員	
訓練概要	イマーシヨンスーツの着用と使用、高所からの安全な飛び込み、救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正等、STCW 条約が定める 11 科目を体得する訓練	
	<b>A 日程</b>	
	1230～1240	日程説明等
	1240～1330	座学（訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備など）
	1330～1430	実習【説明】（イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備の操作など）
	1430～1645	実習【実技】（イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアーカーの使用など）
	1645～1700	判定試験等
	<b>B 日程</b>	
	0830～0840	日程説明等
	0840～0930	座学（訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備など）
	0930～1030	実習【説明】（イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備の操作など）
	1030～1245	実習【実技】（イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアーカーの使用など）
1245～1300	判定試験等	

## ▼STCW 条約基本訓練（消火）コース（1日）

区分	STCW 条約基本訓練（消火）コース（STCW 条約基本訓練（防火・消火）講習）	
対象	船舶に乗り組む全ての船員	
訓練概要	持運び式消火器の取扱い、実火を使用した大小規模の消火、泡が注入された区画への進入及び通過、空気呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW 条約が定める 10 科目を体得する訓練	
	0830～0850	日程説明等
	0850～0950	座学（火災・爆発の仕組み、発火源、消火剤）
	0950～1200	実習（消火器取扱い、ホース/ドリング、消火作業の基本）
	1300～1600	実習（機関室火災消火、高発泡区画への進入及び通過、搜索救助、自臈式空気呼吸具着装）
	1600～1700	判定試験等

※ センターでは、STCW 条約コード表 A-6-1-1（個々の生存技術）に定める全ての科目（1～11）及び表 A-6-1-2（防火及び消火）に定める全ての科目（1～10）に対応した講習を実施しています。

※ STCW 条約基本訓練各コースの修了に際して行われる判定試験に合格すると、それぞれ「STCW 条約基本訓練（生存）修了証明書」、「STCW 条約基本訓練（消火）修了証明書」が即日発行されます。

この証明書は、「STCW 条約コード表 A-6-1-1（個々の生存技術）に定める全ての科目（1～11）」、「STCW 条約コード表 A-6-1-2（防火及び消火）に定める全ての科目（1～10）」の訓練の実施、知識・技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管して下さい。

※ STCW 条約 A-6/1 節の 2 及び国土交通省海事局の通達において、STCW 条約コード表 A-6-1-1（個々の生存技術）、STCW 条約コード表 A-6-1-2（防火及び消火）に定める科目については、5 年ごとにその全ての科目について知識・技能が維持されていることを確認することが義務付けられているため、STCW 条約基本訓練（個々の生存技術）講習及び STCW 条約基本訓練（防火・消火）講習を 5 年ごとに受講する必要がありますので、ご注意下さい。

### Ⅲ. 一般コース

#### 1. 一般コースについて

石油コンビナートや電力・ガス会社、地方公共団体の防災関係者等を対象とした石油・ガス・有害物質等による災害に対応するための各種防災訓練コースを開講しております。

- ※ 一般コースについては、センターの業務都合等により、開催日程の変更又は開催を中止させていただく場合があります。
- ※ 開催日程の変更又は開催中止の場合は、センターホームページでお知らせいたします。
- ※ 既に申込みいただいている皆様には、直接ご連絡いたします。
- ※ 開催日程の変更等に伴う受講キャンセルの場合は、入金済み受講料等は全額返金いたします。

#### 2. 一般コースの概要とカリキュラムについて

##### (1) 油防除専門訓練コース（5日）

IMO 流出油防除訓練カリキュラムに準拠し、流出油の防除に対応する関係者等を対象とした訓練コースです。

区分	海洋汚染対応コース					
対象	流出油防除措置実施企業、油保管施設・係留施設、地方公共団体等の環境保全担当者及び流出油防除対応関係者など					
訓練概要	5日（座学2日+油防除実習3日）					
	タンカー事故等による海洋の油汚染や陸岸（事業所など）から海上への油流出による汚染を想定した海上浮流油及び沿岸漂着油への対処、油濁防止緊急措置の検討・評価、想定流出油事故に対応するための組織化、マスコミ対応を体得するロールプレー実習、海岸清掃実習など、あらゆる海洋汚染事故に対応した訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第3日	0830～1030	ESI マッピング
		0900～1030	流出油の種類及び性状		1030～1200	海岸清掃、保管、処分
		1030～1200	拡散防止措置		1300～1600	海岸清掃・海上回収実習
		1300～1600	各種オイルフェンス取扱い実習		1600～1700	机上演習組織化Ⅱ
	1600～1700	机上演習組織化Ⅰ	第4日	0830～1000	総合沿岸汚染実習組織化	
第2日	0830～0930	流出油の回収		1000～1200	総合沿岸汚染実習・評価	
	0930～1200	油分散剤（処理剤）	1300～1500	机上演習組織化Ⅲ		
	1300～1530	各種油回収装置取扱い実習	1500～1800	机上演習		
	1530～1700	流出油事故対応システム	第5日	0830～1300	机上演習	
				1400～1500	机上演習評価	
				1500～1600	防除費用計算	
				1600～1700	閉講式	

(2) フェリー・旅客船消防訓練コース (3日)

船内の客室、機関室、車両甲板等における火災の消火や捜索救助・避難誘導等の訓練を行うフェリー及び旅客船乗組員向けの訓練コースです。

区分	旅客船コース					
対象	フェリー・旅客船乗組員など					
訓練概要	3日 (座学 1日+油火災等消防実習 2日)					
	船室火災等の緊急事態に的確に対処するための基礎知識を習得し、実習を通じて消火及び捜索救助・避難誘導活動等の手順を体得する訓練					
	第1日	0830~0900	日程説明等	第2日	0830~1700	消防実習、消火器取扱い
		0900~1030	火災の概念、消火剤			捜索救助・船室火災
	1030~1200	消火作業Ⅰ			機関室火災	
	1300~1500	消火作業Ⅱ	第3日	0830~1700	車両甲板火災	
	1500~1700	災害時の救助法及び保護具の使用法				

(3) コンビナート等消防訓練コース

油貯蔵施設や危険物管理施設における火災等の緊急事態において、迅速かつ適切に対処する能力の向上を目的とした、コンビナート防災関係者向けの訓練コースです。

<コンビナート火災の基本的な消火方法に重点を置いたコース (3日) >

区分	コンビナート火災実習コース					
対象	コンビナート企業、電力会社等の保安要員、初任自衛消防職員関係者など					
訓練概要	3日 (座学 1日+コンビナート火災消防実習 2日)					
	油貯蔵タンク等の危険物施設における火災の基本的消火方法を、実習を通して体得する訓練					
	第1日	0830~0900	日程説明等	第2日	0830~1000	日程説明等
		0900~1100	火災・爆発のメカニズム		1000~1200	消火の基本 (消火器取扱い等の基本消火実習)
		1100~1200	発火源		1300~1700	実火災消防実習 (油火災・液化ガス火災)
		1300~1400	消火剤			
	1400~1530	消火作業の基本	第3日	0830~1000	危険物施設火災消火戦術 - 説明	
	1530~1700	危険物施設における火災消火戦術		1000~1700	危険物施設火災消防実習 (LPG タンク・油貯蔵タンク火災)	

<コンビナートの火災現場における指揮運用能力に重点を置いたコース（5日）>

区分	コンビナート火災コース					
対象	コンビナート企業、電力会社等の幹部職員、自衛消防員、地方公共団体等の消防・防災関係者など					
訓練概要	5日（座学1日+コンビナート火災消防実習4日）					
	油貯蔵施設における火災等の緊急事態に直面した際、迅速かつ適切に対処するための指揮命令要領や組織の運用要領、火災に対する戦略・戦術などの専門的知識及び高度な消火技能を習得し、火災現場をリアルに再現した消防実習を通して、指揮者に要求される状況判断能力、指揮運用能力を向上させる訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第4日	0830～1000	指揮運用要領等の座学
		0900～1200	火災・爆発・発火源		1000～1500	機械室、室内及びハ゜イ° ライ等火災消防実習、 保護具・検知器の取扱い
		1300～1400	消火の基本		1500～1700	事前計画の立案
	1400～1500	危険物施設火災消火戦術				
	1500～1700	保護具・検知器・搜索救助				
	第2日	0830～1700	油貯蔵タヅ等火災消防実習	第5日	0830～1700	石油コンビナート関連等の複 合火災消防実習  (研修生の指揮運用によ る複合火災消防実習)
	第3日	0830～1600	ハ゜-ハ゜-回収装置等液化 ガス火災消防実習			
		1600～1700	タヅ全面火災消火戦術			

(4) 危険物火災1日コース（1日）

基本的な火災消火方法を体得できる訓練コース

区分	危険物火災1日コース	
対象	消防関係者など	
訓練概要	基本的な火災消火方法について、実習を通して体得する訓練	
	0830～0900	日程説明等
	0900～1200	消火器取扱い等の基本消火実習
	1300～1700	油火災消防実習・液化ガス火災消防実習

(5) 事故災害危険体感訓練コース (1日)

危険物質の取扱いや火災などの事故災害における危険を体感できる訓練コース

区分	事故災害危険体感コース	
対象	設備管理者、製造運転者、保全担当者など	
訓練概要	実火を用いた火災・爆発等の事故災害を体験できる訓練	
	1000～1100	日程説明等
	1100～1200	火災・爆発のメカニズム、静電気、酸欠等
	1300～1600	電気火災、静電気が原因の火災、溶断・溶接が原因の火災、バルブの不適切な取扱い、換気不十分環境における火気作業の危険、酸素欠乏・有害ガスの危険性、ガス容器の引火・爆発、ホイルオーバーの体感、消火器の誤った使用による危険性、誤った放水活動による危険性など

※ 本コースは消火訓練コースではありません。

(6) 区画火災態様訓練 (CFBT) コース (1.5日)

倉庫や施設などの構造物内における区画火災に安全に対応するため、火災の挙動について理論的かつ実践的に理解するのに必要な知識及び技術を習得する訓練コース

区分	区画火災態様訓練(CFBT)コース					
対象	公設消防士の方など					
訓練概要	1.5日 (座学 0.5日 + CFBT 消防実習 1日)					
	区画内火災に対応するために必要な知識及び技術を習得する訓練					
	第1日	1300～1330	日程説明等	第2日	0830～1800	セーフティフリーフィング、ノズルテクニック、ドアエントリー火災の進展状況の体験、区画火災消火、区画火災総合演習
		1330～1800	火災・爆発のメカニズム、火災の進展段階、フラッシュオーバー、バケットドラフト、消火剤(水)の効果、ノズルテクニック、ドアエントリー方法、ドールリス			

## IV. 専用コース

企業や地方公共団体等のご要望に応じた「専用コース」を提供できます。

各訓練コースの内容の組み合わせや一部分に特化した訓練など、センターに蓄積されたノウハウを活用することで、希望する能力を効果的に向上させる訓練が実施できます。

「専用コース」の訓練内容や日数、受講料等のご相談につきましては、お気軽に研修所までお問い合わせ下さい。

※ 専用コースにつきましては、ご相談のうえ訓練の開催日程を決めさせていただきますが、日程確定後もセンターの業務都合等により、開催日程の変更又は開催を中止させていただく場合があります。日程の変更又は中止の場合には、あらかじめご連絡とご相談させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

区分	専用コース
対象	火災消防関係、電力関係、海洋環境保全関係、防災関係の企業・地方公共団体など
訓練概要	実習が可能な最低人数の目安は 12 名、料金は 20 名一式からとなります。
	1 日～5 日間
	日数や受講料は、希望する訓練内容によって異なりますので、計画作成後に見積書等を提示いたします。
	・ センター消防演習場を使用した本格的な実習等を通して、希望する能力を向上させる訓練 ・ 訓練内容は、法定コースや一般コースの複数の項目（「主な訓練項目例」参照）を組み合わせることも可能

※ 主な訓練項目例

- ・ 消火器取扱い実習
- ・ 油火災消防実習
- ・ 液化ガス、有害液体物質等による火災消防実習
- ・ 油貯蔵タンク、防油堤内等における油火災消防実習
- ・ ベーパー回収装置、液化ガスタンク、タンクローリー車等における火災消防実習
- ・ 区画火災態様訓練
- ・ 暗所・閉所における行方不明者搜索救助訓練
- ・ 海上浮流油に係る防除実習
- ・ 沿岸漂着油に係る防除実習
- ・ 流出事故を想定した机上訓練
- ・ 各種流出油防除資機材の取扱い実習
- ・ 流出油事故に係る緊急時における計画立案及び評価等

※ 専用コースに関するお問い合わせ先

**業務部訓練課（横須賀事務所研修所） TEL 046-826-3660**

## V. 2024 年度講習・訓練実施計画と受講料等について

### 1. 訓練実施計画について

2024 年度の講習・訓練実施計画は、[別表 1-1](#)、[別表 1-2](#)のとおりです。

ただし、コースによっては受講申込者が 10 名未満の場合、中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 受講申込方法等について

受講を希望される場合は、以下の防災訓練 Web 予約システム（以下、「予約システム」といいます。）からお申込み下さい。

なお、受講者が決まっていない場合でも、お申込みは可能です。

[URL https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx](https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx)

### 3. 受講料等の請求及び受講票等の送付について

各コースの受講料、昼食代、施設利用料（宿泊料）その他の費用（以下、「受講料等」といいます。）の請求額、振込口座、入金期限日等は自動送信メールにてお知らせしますので、入金期限日までに指定された銀行口座にお振込み下さい。（振込手数料は受講者負担とさせていただきます。）

なお、メールは予約システムにご登録いただいたメールアドレスにお送りします。

入金期限日までに受講料等の入金を確認できない場合は、受講の意思がないものとして、予約（仮申込）は自動的に取り消されます。

「受講票」、「受講生心構え」（以下、「受講票等」といいます。）は、入金確認後に自動送信される「受講申込（本申込）確定メール」に添付されていますが、予約システムのマイページからもダウンロード可能ですので、自ら印刷しご持参下さい。

なお、諸般の事情により受講をお断りする場合は、電話でご連絡いたします。

(1) 受講料等は、[別表 2](#)のとおりです。

(2) 施設利用料（宿泊料）は、研修所付属の宿泊施設を利用する場合の費用です。

宿泊定員は男性のみ 27 名で、申込み順の受付となります。

[別表 2](#) の施設利用料は、訓練開始日から終了日の前日までの宿泊費用です。

前泊（訓練開始日の前日の宿泊）を希望される場合は、4,100 円（税込、消費税 10%）が加算されます。

なお、宿泊施設での夕食及び朝食の提供は行っていないため、持込み又は外食となりますのでご注意ください。

また、訓練終了日当日は宿泊できませんので、ご注意ください。

#### 4. 受講者の変更について

申込時の受講者に代わって他の方が受講する場合は、予約システムのマイページから受講者情報の変更を行って下さい。

変更後の「受講票」は、予約システムのマイページからダウンロードが可能です。

#### 5. 受講等の予約のキャンセルについて

訓練の受講及び施設利用（以下、「受講等」といいます。）の予約の変更については、現在の予約をキャンセルし、新たに受講等を希望する場合、再度予約の申込みを行って下さい。

受講等の予約のキャンセルは、予約システムのマイページから行うことが出来ます。

(1) 受講料等**入金前**に受講等の予約をキャンセルする場合  
キャンセル料は発生しません。

(2) 受講料等**入金後**に受講等の予約をキャンセルする場合  
キャンセルの時期により規定のキャンセル料が発生します。

詳細は、訓練受講申込規約をご覧ください。

なお、キャンセル料及び振込手数料は、返納する受講料等から差引かせていただきます。

また、日数計算は、訓練開始日から起算し、暦日でカウントします。

#### ※ 受講申込等に関するお問い合わせ先

**業務部訓練課（横須賀事務所研修所） TEL 046-826-3660**

### VI. 受講に際しての注意事項等について

#### 1. 受講者の健康状態等について

(1) 講習を受講できるのは、実習訓練の参加に支障のない健康な方とします。

健康な方でも消防実習等は、かなりの負荷が掛かりますので、健康管理には十分注意して下さい。

(2) 身体能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去 1 年以内に入院経験のある方、現在通院加療中の方は、原則的に講習を受講することができません。

ただし、受講可能である旨の「医師の診断書」を持参できる場合は、受講を受付けいたします。

(3) センターでは、講習期間中、受講者に対して一般的な旅行傷害保険を付保しています。

ただし、受講者自らの故意による傷害等センター側の過失以外に起因する傷害等については、その責任を負えない場合があります。

- (4) 船舶で移動する機会が多いので、船酔いするおそれのある方は、各自で予防対策を講じて下さい。
- (5) インフルエンザ等感染症の疑いがある方は、講習参加を見合わせて下さい。講習期間中に受講者からインフルエンザ等の感染者が発生した場合、講習を中止する場合があります。
- (6) 眼鏡使用者は、裸眼又はコンタクトレンズ着用での訓練参加が望ましいです。  
眼鏡を使用しますと水や蒸気などにより、訓練に支障が出る場合があります。

## 2. 集合場所・時刻及び訓練日程について

- (1) 訓練開始日の 08:20 までに、研修所に集合して下さい。  
ただし、次のコースについては時間が異なりますのでご注意ください。  
(研修所の所在地等は本誌裏表紙に記載しています。)
- ※ 区画火災態様訓練 (CFBT) コース 12:50
  - ※ STCW 基本訓練 (生存) A 日程 12:20
  - ※ 事故災害危険体感コース 09:50
- なお、研修所には駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。
- (2) 万一、講習開始に遅刻しそうな場合は、研修所に電話連絡をお願いします。  
なお、交通機関の遅延等交通機関の責めに帰する理由であっても、遅刻した場合には、受講をお断りする場合がありますのでご注意ください。
- (3) 訓練日程、特に訓練終了日の終了時刻については、当日の気象海象等の状況により変更する場合がありますのでご注意ください。  
センターでは、これに伴う列車・航空機等のキャンセルや予約変更に関する一切の責任は負いませんので、あらかじめご了承下さい。

## 3. 必要書類・物品等について

- (1) 受付時の必要書類  
「受講票」は、受講申込 (本申込) 確定メールに添付されたファイル又は予約システムのマイページからダウンロードしていただき、自ら印刷しご持参下さい。  
※ 受講票がないと原則講習を受講できませんのでご注意ください。
- (2) 実習時の必需品
- ・ 長袖作業服 (トレーナー、ジーパン不可)
  - ・ 野球帽型の帽子
  - ・ タオル、軍手
  - ・ 替え下着 (消火水や汗で下着が濡れることがあるため)
  - ・ 防寒着 (秋・冬季：厚手の作業着、雨具等)

- ・ 水着（STCW 条約基本訓練（生存）コース受講者のみ）  
※ 実習時に着用する防火衣・防火手袋・ヘルメット・靴は、センターで貸与いたします。

(3) 修了証明書等交付時の必要品

- ・ 写真付きの身分証明書 1 点（船員手帳、運転免許証、海技免状など）
- ・ 印鑑（シャチハタ印等可）

(4) その他

- ① あらかじめ宅配便を利用して荷物を研修所へ送付される方は、訓練開始日の前日 15:00 以降に配達されるよう指定して下さい。
- ② 健康保険証をご持参下さい。
- ③ 受講中は教官・職員の指示に従い、時間厳守で行動して下さい。

#### 4. 研修所宿泊施設のご利用について（男性に限ります。）

- (1) 前日から宿泊される方は、訓練開始日の前日の 15:00～20:00 に研修所にお入り下さい。万が一、遅延やキャンセルする場合には、必ず研修所に電話連絡をお願いします。
- (2) 宿泊施設の各部屋は、研修所の 3～4 階にあります。共同の浴室には、石鹸・シャンプーは備えておりますが、タオル、歯ブラシ等はございませんので各自でご用意下さい。
- (3) 訓練終了日当日は宿泊できません。
- (4) 宿泊施設が満室の場合、近隣のビジネスホテル等をご利用いただくこととなります。  
なお、ビジネスホテル等への問合せや予約等は受講者各自でお願いいたします。  
万が一、予約などに関するトラブルが発生した場合、センターでは責任を負いません。
- (5) 夕食及び朝食は、提供しておりませんので、持ち込み又は外食となります。

## VII. 修了証書等について

### 1. 修了証書

訓練コースを修了した受講者には、修了証書を発行いたします。  
ただし、修了証書に法的な効力はございません。

### 2. 英文修了証

- (1) 「標準コース」、「STCW 条約基本訓練（生存）コース」及び「STCW 条約基本訓練（消火）コース」を修了した方には、希望により英文修了証を発行しています。  
ご希望の方は、受講申込みの際、受講者情報入力画面において、「英文修了証発行」の項目の「発行する」にチェックして下さい。

なお、英文修了証の発行手数料（標準コース：1,570 円（税込、消費税 10%）、STCW 条約基本訓練コース：各 1,100 円（税込、消費税 10%））につきましては、受講料等と併せて事前にご請求いたします。

（２）「消防実習コース」のみ、「学科講習コース」のみを修了した方には、英文修了証を発行しておりません。

ただし、「消防実習コース」を修了し、その後 5 年以内に「学科講習コース」を修了した方、又はその逆の順序で修了した方には、後に受講したコースを修了した時に、英文修了証を発行することが可能です。

詳しくは、研修所（TEL:046-826-3660）までお問合せ下さい。

### 3. 修了証書等の再発行

登録講習修了証明書、修了証書、英文修了証(以下、「修了証書類」といいます。)の再発行を希望される方は、「再発行申請書」に必要事項を記入のうえ、FAX（046-826-3822）又は郵送にて研修所まで提出して下さい。

申請書の受理後、1 部につき発行手数料 1,570 円（「STCW 条約基本訓練コース」の英文修了証のみ 1,100 円）（税込、消費税 10%）、及び修了証書類の送料に係る請求書を発行いたしますので、指定された銀行口座へ期日までに入金して下さい。

入金を確認でき次第、修了証書類を再発行いたします。

なお、「再発行申請書」は、センターホームページからダウンロードすることができます。

URL	<a href="https://mdpc.or.jp/free/index4.html">https://mdpc.or.jp/free/index4.html</a>
-----	---

2024 年度 講習・訓練一覧表 (法定コース)

【法定コース】

コース名	日程(4月～9月)	日程(10月～3月)
標準コース	① 4月 8日 (月) ～ 4月12日 (金) ② 5月13日 (月) ～ 5月17日 (金) ③ 6月17日 (月) ～ 6月21日 (金) ④ 7月22日 (月) ～ 7月26日 (金) ⑤ 9月 2日 (月) ～ 9月 6日 (金) ⑥ 9月30日 (月) ～ 10月4日 (金)	⑦ 11月11日 (月) ～ 11月15日 (金) ⑧ 12月 2日 (月) ～ 12月 6日 (金) ⑨ 1月13日 (月) ～ 1月17日 (金) ⑩ 2月17日 (月) ～ 2月21日 (金) ⑪ 3月10日 (月) ～ 3月14日 (金)
消防実習コース	① 4月22日 (月) ～ 4月23日 (火) ② 7月 1日 (月) ～ 7月 2日 (火) ③ 9月 9日 (月) ～ 9月10日 (火)	④ 10月17日 (木) ～ 10月18日 (金) ⑤ 11月18日 (月) ～ 11月19日 (火) ⑥ 12月 9日 (月) ～ 12月10日 (火) ⑦ 2月25日 (火) ～ 2月26日 (水)
学科講習コース	① 4月 8日 (月) ～ 4月 9日 (火) ② 5月13日 (月) ～ 5月14日 (火) ③ 6月17日 (月) ～ 6月18日 (火) ④ 7月22日 (月) ～ 7月23日 (火) ⑤ 9月 2日 (月) ～ 9月 3日 (火) ⑥ 9月30日 (月) ～ 10月 1日 (火)	⑦ 11月11日 (月) ～ 11月12日 (火) ⑧ 12月 2日 (月) ～ 12月 3日 (火) ⑨ 1月13日 (月) ～ 1月14日 (火) ⑩ 2月17日 (月) ～ 2月18日 (火) ⑪ 3月10日 (月) ～ 3月11日 (火)
有害物質コース		① 2月12日 (水) ～ 2月14日 (金)
S T C W条約基本訓練 (生存) コース	①B 4月4日 (木) ⑤B 9月12日 (木) ②B 5月13日 (月) ③B 6月13日 (木) ④B 7月4日 (木)	⑥B 11月 7日 (木) ⑦B 12月23日 (月) ⑧B 2月17日 (月) ⑨B 3月10日 (月)
S T C W条約基本訓練 (消火) コース	① 4月 3日 (水) ⑤ 9月11日 (水) ② 5月12日 (日) ③ 6月12日 (水) ④ 7月 3日 (水)	⑥ 11月 6日 (水) ⑦ 12月22日 (日) ⑧ 2月16日 (日) ⑨ 3月 9日 (日)

2024 年度 講習・訓練一覧表 (一般コース)

【一般コース】

コース名	日程(4月～9月)	日程(10月～3月)
海洋汚染対応コース	① 8月 5日 (月) ～ 8月 9日 (金)	
旅客船コース	① 7月 8日 (月) ～ 7月10日 (水)	
コンビナート火災実習コース	① 4月24日 (水) ～ 4月26日 (金) ② 6月24日 (月) ～ 6月26日 (水) ③ 9月17日 (火) ～ 9月19日 (木)	④ 3月17日 (月) ～ 3月19日 (水)
コンビナート火災コース	① 6月 3日 (月) ～ 6月 7日 (金)	② 10月 7日 (月) ～ 10月11日 (金) ③ 1月27日 (月) ～ 1月31日 (金)
危険物火災 1日コース	① 4月22日 (月) ② 7月 1日 (月) ③ 9月 9日 (月)	④ 11月18日 (月) ⑤ 12月 9日 (月) ⑥ 2月25日 (火)
事故災害危険体感コース	① 7月 5日 (金)	② 11月22日 (金)
区画火災態様訓練 (CFBT) コース		① 11月25日 (月) ～ 11月26日 (火) ② 1月 8日 (水) ～ 1月 9日 (木) ③ 2月10日 (月) ～ 2月11日 (火) ④ 2月27日 (木) ～ 2月28日 (金) ⑤ 3月 6日 (木) ～ 3月 7日 (金)

- ※ 一般コースについては、センターの業務都合等により、開催日程の変更又は開催を中止させていただく場合があります。
- ※ 開催日程の変更又は開催中止の場合は、センターホームページでお知らせいたします。
- ※ 既に申込みいただいている皆様には、直接ご連絡いたします。
- ※ 開催日程の変更等に伴う受講のキャンセルの場合は、入金済み受講料等は全額返金させていただきます。



別表1-2

主に船員を対象としたコース 2024年度 講習・訓練実施計画

月/日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考				
4月			基消①	基生①B	祝	土	日	標準①	土	日	標準②	基消②	基生②B	土	日	標準③	基消③	基生③B	土	日	標準④	土	日	祝	土	日	祝									
5月			祝	祝	日	祝																														
6月	土	日																																		
7月		消防②	基消④	基生④B	土	日	旅客船																													
8月			土	日			海洋汚染対応	土	日	祝																								8月、船舶・施設等整備月間		
9月	日			標準⑤				土	日	消防③	基消⑤	基生⑤B	土	日	祝																					
月/日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
10月			標準⑥	土	日																															
11月			土	日	祝	基消⑥	基生⑥B	土	日																											
12月	日			標準⑧																																
1月		祝	祝	土	日																															
2月	土	日																																		
3月	土	日																																		
月/日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
基消																																				
基生B																																				
STCW条約基本訓練(消火)																																				
STCW条約基本訓練(生存)B日程																																				
消防																																				
消防実習																																				
計画は変更する場合があります。																																				

## 2024年度 受講料等一覧表

別表 - 2

	コース名	日程	実施回数	予定者数	受講料等・施設利用料 (円/人)			
法定 コ ー ス	標準コース	5日間 座学2日 実習3日 (油火・ガ火・油防)	11回	45人/回	受講料	201,000	非課税	
					昼食代	4,950	税率8%	
					施設利用料	16,400	税率10%	
					計	222,350	税込	
		消防実習コース	2日間 実習2日 (油火・ガ火・油防)	7回	38人/回	受講料	129,300	非課税
						昼食代	1,980	税率8%
					施設利用料	4,100	税率10%	
					計	135,380	税込	
	学科講習コース	2日間 座学2日	11回	3人/回	受講料	76,200	非課税	
					昼食代	1,980	税率8%	
					計	78,180	税込	
	有害物質コース	3日間 座学2日 実習1日 (有害)	1回	30人/回	受講料	125,600	非課税	
					昼食代	2,970	税率8%	
					施設利用料	8,200	税率10%	
					計	136,770	税込	
	STCW条約基本訓練 (生存) コース	個々の生存技術 0.5日	9回	20人/回	受講料	57,200	税率10%	
					昼食代	昼食なし	税率8%	
					計	57,200	税込	
	STCW条約基本訓練 (消火) コース	防火及び消火 1日	9回	20人/回	受講料	64,790	税率10%	
					昼食代	990	税率8%	
					計	65,780	税込	
一 般 コ ー ス	海洋汚染対応コース	5日間 座学2日 実習3日 (専門油防)	1回	30人/回	受講料	199,000	税率10%	
					昼食代	4,950	税率8%	
					施設利用料	16,400	税率10%	
					計	220,350	税込	
		旅客船コース	3日間 座学1日 実習2日 (火・複合)	1回	30人/回	受講料	96,900	税率10%
						昼食代	2,970	税率8%
						施設利用料	8,200	税率10%
					計	108,070	税込	
	コンビナート火災コース	5日間 座学1日 実習4日 (火・火・火・複合)	3回	40人/回	受講料	247,800	税率10%	
					昼食代	4,950	税率8%	
					施設利用料	16,400	税率10%	
					計	269,150	税込	
	コンビナート火災実習コース	3日間 座学1日 実習2日 (火・火)	4回	40人/回	受講料	154,700	税率10%	
					昼食代	2,970	税率8%	
					施設利用料	8,200	税率10%	
					計	165,870	税込	
	危険物火災1日コース	実習 1日 (油火・ガ火)	6回	10人/回	受講料	70,900	税率10%	
					昼食代	990	税率8%	
					計	71,890	税込	
	事故災害危険体感 コース	実習・見学 1日 (油火・ガ火)	2回	20人/回	受講料	54,010	税率10%	
					昼食代	990	税率8%	
					計	55,000	税込	
	区画火災態様訓練 (CFBT) コース	1.5日間 座学0.5日 実習1.0日 (区画火災)	5回	12人/回	受講料	97,010	税率10%	
					昼食代	990	税率8%	
					施設利用料	4,100	税率10%	
					計	102,100	税込	

(注) ・ 各コースとも受講希望者が10名未満の場合は、そのコースの開催を中止する場合があります。  
 ・ 施設利用料(宿泊料)については、受講期間中のみの料金です。なお、訓練終了日の宿泊はありません。  
 前泊を希望される方は、4,100円(税率10%)が追加となります。

【凡例】油火：油火災消防実習 ガ火：液化ガス等火災消防実習 油防：一般的油防除実習 有害：有害液体物質検知、消防実習  
 専門油防：専門的油防除実習 危険物：危険物検知、漏洩対応実習 火：船舶又は石油コンビナート及び液化ガス火災消防実習  
 複合：複合火災消防実習

## 一般財団法人海上災害防止センター横須賀事務所研修所 訓練受講申込規約

本規約は、一般財団法人海上災害防止センター横須賀事務所研修所（以下、「センター」という。）で実施している法定コース及び一般コース（以下、「常設コース」という。）並びに専用コースの訓練の受講を希望される皆様（受講申込担当者を含む。以下同じ。）に適用されます。

### 記

1. 本規約は、受講を希望されるすべてのコースに適用されます。受講を希望される皆様が各コースを受講するには、本規約を遵守していただくものとします。

### 2. コースの種類

- (1) センターが実施しているコースには、毎年開催する常設コース（法定コース及び一般コース）と、各種企業や行政機関等（以下、「委託者」という。）のご要望に応じて開催する専用コースがあります。
- (2) 常設コースの訓練日程及び訓練内容については、センターのホームページに掲載するものとします。また、専用コースの訓練日程及び訓練内容については、委託者からの依頼に基づき定めるものとします。

### 3. 常設コースの受講申込

#### (1) 申込方法

- ①常設コースの受講申込は、防災訓練 Web 予約システム（以下、「予約システム」といいます。）  
<https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx> により行います。
- ②各コースの受講申込は、先着順に受け付けます。受講を希望されても定員に達している場合にはお申し込みができないときがあり、その時はキャンセル待ちとなります。
- ③いずれのコースも受講者数が開催に必要な最低人員に満たない場合は、止むを得ず開講しないときがあります。

#### (2) 予約（仮申込）

- ①受講者が確定していない場合でも受講申込は可能です。
- ②予約システムによる受講申込は、受講を予約するものではありません（この時点では予約（仮申込）の状態）。予約システムによる受講申込（予約（仮申込））後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（予約（仮申込））が取り消されます。
- ③受講者が確定していない場合でも受講することが決まっているときは、受講枠を確保するため早めに予約システムから受講申込（予約（仮申込））を行って下さい。
- ④予約システムからの受講申込（予約（仮申込））は、訓練開始日の 3 日前の 15 時までとします。これを過ぎると、予約システムからの受講申込はできません。なお、当該日数の計算は、土日祝日等を含めずセンターの営業日でカウントします。

#### (3) 申込の確定（本申込）

- ①予約システムによる予約（仮申込）後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認でき、センターによる入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となります。
- ②入金期限日時は、申込受付の日から 14 日を経過した日の 15 時までとなります。
- ③上記②の規定にかかわらず、申込受付の日が訓練開始日の 1 ヶ月前以内となった場合の入金期限日は、申込受付の日から 3 日を経過した日の 15 時まで（当該入金期限日時が訓練開始日の 3 日前までを過ぎるときは、訓練開始日の 3 日前の 15 時まで）となります。なお、訓練開始日の一ヶ月前とは当該訓練開始日の前月同日とし、該当日が存在しないときは前月の最終日とします。
- ④上記②及び③の日数の計算は、土日祝日等を含めずセンターの営業日でカウントします。

#### (4) 受講者の変更

企業等で受講申込が行われた場合、勤務の都合など合理的な理由により受講者の変更が必要となるときは、これを認めるものとし、その他、受講の権利を第三者に譲渡することは認められません。

#### (5) 受講参加資格

- ①受講に際して、年齢や受有資格等による制限はありません。ただし、訓練には実習を伴うものもあり、そのような訓練への参加に支障のない健康な方とします。
- ②身体の能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去 1 年以内に入院経験のある方又は現在通院加療中の方については、原則、受講することはできません。（講習の受講を可能とする「医師の診断書」を持参できる方を除きます。）
- ③受講の可否に疑義がある場合は、センターまで事前にお問い合わせ下さい。

### 4. 常設コースの受講料及び施設利用料

#### (1) 受講料、施設利用料

- ①常設コースの受講料（昼食代を含む。以下同じ）、施設利用料（宿泊料）その他の費用（以下、「受講料等」という。）は、センターのホームページに掲載するものとします。
- ②常設コースの受講については、上記 3 (3)②により指定された入金期限日時までに受講料等の所定金額を入金していただきます。当該期限までに入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（予約（仮申込））が取り消されます。

#### (2) キャンセル料

- ①入金後に訓練の受講や施設利用をキャンセルする場合は、キャンセルの時期により以下のキャンセル料を申し受けます。なお、次の日数の計算は、暦日でカウントします。

<訓練受講のキャンセル料>

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ・訓練開始日の 15 日前まで     | 一律 10,000 円（不課税） |
| ・訓練開始日の 14 日前から前日まで | 受講料の 50%（不課税）    |
| ・訓練開始日当日            | 受講料の全額（不課税）      |

<施設利用のキャンセル料>

- ・宿泊開始日の前日まで 1,000 円/泊×予約日数（不課税）
- ・宿泊開始日の当日 施設利用料の全額（不課税）

②キャンセル料及び振込手数料は、入金された受講料から差し引くものとし、残金を返納いたします。ただし、センターの都合によりコースの開催日程が変更となったことに伴い、訓練の受講や施設利用をキャンセルする場合には、キャンセル料は発生せず、入金された受講料等を全額返納いたします。

5. 受講に関する注意事項等

- (1) 常設コースの受講には、センターが発行する正規の受講票が必要です。
- (2) 受講票は、受講料等の入金を確認でき、センターによる入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となった際、送付される入金確認メールに添付して送付されます。なお、受講者が後日確定した場合又は変更したときは、後日、予約システムのマイページから PDF ファイルの受講票をダウンロードすることができます。
- (3) 受講票は各自で印刷し、各コースの初日には受講者の確認等を行いますので、提出していただきます。提出していただけない場合は、受講できなくなることがあります。
- (4) 各コースの初日は、それぞれ指定された時間までに神奈川県横須賀市所在の研修所に集合して下さい。また、2 日目以降については、前日に指示された場所及び時間に集合して下さい。遅刻した場合は、その後の受講ができなくなる場合があります。
- (5) 訓練には危険を伴う実習を含んだものがありますので、受講者はセンターの教官及び職員の指示に必ず従って下さい。
- (6) 各コースとも履修内容の全てを修了した受講者には、修了証書を交付します。また、法定コースを受講し、判定試験に合格した方には、修了証書に併せ登録講習修了証明書を交付します。ただし、途中で受講を取り止めた場合、訓練の一部を欠席した場合及び修了試験に合格できなかった場合は、修了証書及び登録講習修了証明書ともに交付できず、受講料等の返金もいたしません。
- (7) 受講者は、予めセンターから指示された必要物品を各自持参して下さい。原則、センターでの貸出等はいたしません。

6. 宿泊のための施設の利用

- (1) 研修所に付属する宿泊のための施設の利用は、男性のみとし、常設コースの受講に伴う当該施設の利用申込は、予約システム <https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx> により訓練の受講申込に併せて下さい。
- (2) 当該施設の利用申込は、先着順に受け付けます。施設利用を希望されても定員に達している場合は、お申し込みができないときがあり、その時はキャンセル待ちとなります。
- (3) 当該施設を利用されない場合又は利用できない場合は、近隣のビジネスホテル等を利用していただくこととなりますが、センターによる宿泊場所の斡旋は行っておりませんので、各自の責任で必要な宿泊場所の確保を行って下さい。
- (4) 訓練開始日の前日から宿泊する受講者は、前日の 15 時から 20 時までの間に研修所に入所して下さい。万一、遅れる場合やキャンセルする場合は、必ずセンター（046-826-3660）まで連絡してください。
- (5) 宿泊する受講者は、当該施設の利用に関し、管理人の指示に従って下さい。
- (6) 各コースとも訓練終了日は、宿泊できません。

7. 訓練の中止等

- (1) 天変地異、気象・海象の状況、インフルエンザ等の感染症の蔓延その他やむを得ない理由により、訓練を中止することがあります。
- (2) インフルエンザ等の感染症に関し、発熱などの罹患の疑いがある場合は、他の受講者への感染等を防止するため受講をご遠慮頂きます。
- (3) (1)及び(2)により訓練が途中で中止となった場合、未実施の訓練については、後日開催する同じコースで参加できる日程に振り替えて受講していただくなど、ご相談に応じます。
- (4) (1)及び(2)のいずれの場合も、受講料等については返金いたしません。施設利用料については、実際に利用されなかった日数分の施設利用料から振込手数料を差し引くものとし、その残金を返納いたします。

8. 禁止事項及び免責事項

- (1) センターは、受講者に次に掲げる不正等を発見した場合又は迷惑行為があった場合は、訓練からの退場を命じ、当該訓練の継続受講を拒否できるものとします。その場合、修了証書及び登録講習修了証明書は交付せず、受講料等の返金もいたしません。また、当該受講者については、以後センターで実施する他の訓練についても受講を受けられないことができるものとします。
  - 1) 他人を偽り受講した場合
  - 2) 著しく訓練の進行を妨げた場合
  - 3) 判定試験等において不正行為を行った場合
  - 4) 正当な理由なくセンターの教官、職員及び管理人の指示に従わなかった場合
  - 5) 研修所内の秩序を著しく乱し又は教官、職員及び管理人並びに他の受講者に対し、迷惑となる行為をした場合
  - 6) 正当な理由なく門限・飲酒等研修所内のルールを守らなかった場合（門限は 22 時）
  - 7) 研修所の閉門後、翌朝の開門までの間に扉を乗り越え出入りするなどの行為を行った場合（開門は 06 時）
- (2) 訓練日程、特に訓練終了日の終了時刻については、当日の気象・海象等の状況により変更する場合があります。センターでは、これに伴う鉄道や航空機などの事前予約に変更が生じた場合について、一切の責任を負いません。
- (3) センターでは受講者に対し、訓練に伴う怪我に備え一般的な旅行傷害保険を付保していますが、受講者自らの故意による傷害やセンターの過失以外に起因する傷害については、その責めを負えない場合があります。
- (4) センターは、自然災害、政府の行為若しくは不作為、法律・規則・命令の遵守、政府の要求、嵐、洪水、地震、津波、戦争、内乱、暴動、ストライキ、ロックアウト、感染症の蔓延その他当事者の合理的な制御を超える不可抗力による事情により訓練が遅延又は実施できなかった場合には、それによって生じた損害については、責任を免れることができる。

#### 9. 個人情報の取扱い

- (1) センターでは、訓練受講により得た個人情報（過去に取得したものを含む。以下同じ。）は、次の目的のために利用します。
  - 1) 受講可否の判断、訓練の実施及び受講履歴の管理
  - 2) 訓練受講の目的を達成するために必要となる受講申込企業、保険会社、官公署等への提供
  - 3) センター内における統計資料の作成等
- (2) 訓練の受講を希望される方は、受講申込に際し、センターが個人情報を(1)の目的のために利用することについて同意していただきます。同意いただけない場合は、訓練の受講をお受けすることができません。
- (3) 訓練の受講申込をもって、(2)の同意をいただいたものとします。

#### 10. 著作権等

- (1) 予約システムにおいて提供される情報及びその他の著作物（以下、「著作物等」という。）に関する権利は、センター又は当該著作物等の著作権者に帰属します。
- (2) センターの事前の書面による承諾を得ずに、著作物等を複製、公衆送信、頒布、翻案、翻訳及び二次的著作物への利用等を行うことはできません。
- (3) センターが受講者に提供する教材及び訓練内容（以下、「センター教材」という。）に係る一切の著作権及び知的財産権は、センターに帰属します。
- (4) センター教材は、受講者が個人で学習する目的以外で使用及び複製することはできません。
- (5) 原則、教室及び第二海堡消防演習場において、講義内容、訓練施設、訓練状況等を撮影、収録（録画・録音等）することはできません。
- (6) 上記に違反した場合は、直ちにその使用等の差し止めを求め、法的措置を執ることとなります。また、撮影し、収録し又は複製したセンター教材等を使用する訓練の受講料の3倍の料金に、使用者数又は複製した数量を乗じた金額を損害賠償金として申し受けることとします。なお、撮影し、収録し又は複製した著作物等、センター教材、資料、映像等については、直ちに処分するなどの措置をとるものとします。

#### 11. その他

- (1) 専用コースの申込み、受講料等の支払方法、キャンセル料については、委託者とセンターの協議に基づき個別に取り決めるものとし、それ以外の事項については、本規約を適用するものとします。ただし、本規約が適用される場合であっても、委託者とセンターが別途合意した事項については、その合意が優先されるものとします。
- (2) 専用コースについては、訓練の申込に際し、本規約に同意していただけます。同意いただけない場合は、訓練を開催することができません。
- (3) 訓練の申込みをもって、(2)の同意をいただいたものとします。
- (4) 本規約の目的に反せず、必要に応じ、合理的な範囲内で本規約を変更することがあります。

#### 附則（令和2年4月9日）

1. 規約8.(4)を追加した。
2. 改正された本規約は、令和2年4月17日から効力を発する。

#### 附則（令和2年12月10日）

1. 規約5.(4)の集合時間を変更した。
2. 改正された本規約は、令和3年1月1日から効力を発する。

#### 附則（令和4年1月27日）

1. 規約4.(1)①の受講料に昼食代を含めた。
2. 規約4.(2)②にキャンセル料が発生しない場合を追加した。
3. 改正された本規約は、令和4年4月1日から効力を発する。

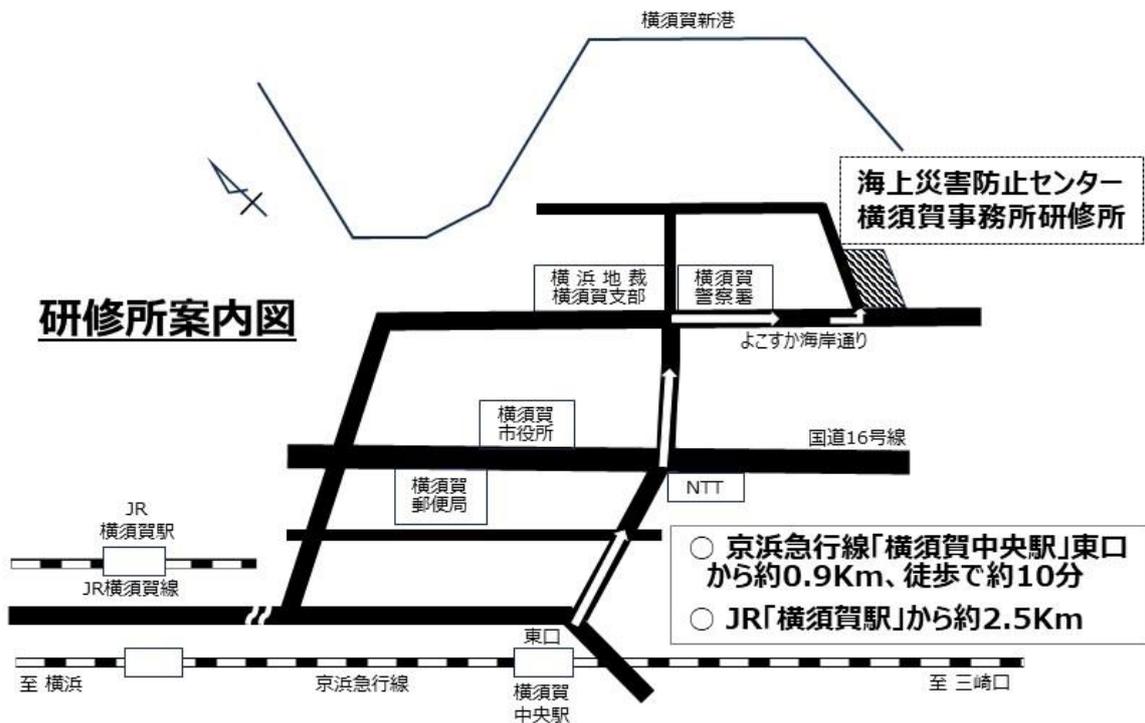
#### 附則（令和5年1月26日）

1. 規約4.(2)の「受講料等」という文言を「受講料」に改めた。
2. 規約8.(1)6)に飲酒についての記述を追加した。
3. 改正された本規約は、令和5年4月1日から効力を発する。

#### 附則（令和6年2月21日）

1. 組織名変更に伴い、規約表題等の「横須賀研修所」を「横須賀事務所研修所」に改めた。
2. 改正された本規約は、令和6年4月1日から効力を発する。

以上



受講問合せ・受付窓口

研修・宿泊施設所在地

一般財団法人 海上災害防止センター 業務部訓練課（横須賀事務所研修所）

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町 13 番地

TEL 046-826-3660

FAX 046-826-3822

受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00（土日・祝日を除く）

URL <https://mdpc.or.jp>